

大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和4.3.31 規程 371

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第44条第2号の規定に基づき、パートタイム有期雇用教職員（大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則第3条第3項第2号に規定する有期雇用教職員のうち有期雇用教職員就業規則第44条第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 パートタイム有期雇用教職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当 とする。

第2章 給料

第1節 給料の支給基準

(給料)

第3条 パートタイム有期雇用教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 パートタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、パートタイム有期雇用教職員の経歴、職務の特性等により、前項の規定により難しい場合には、時間額とするものにあつては4,000円、日額とするものにあつては25,600円、月額とするものにあつては640,000円を超えない範囲内で給料の額を定めることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、パートタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額については、理事長が個別に定めることができる。

第2節 時間給制の給料の計算方法

(時間給制の給料の計算方法)

第4条 給料の支給単位が時間額であるパートタイム有期雇用教職員（以下「時間給制パートタイム有期雇用教職員」という。）の計算期間中の給料は、別表に定める時間額に、当該計算期間中において勤務した時間の合計を乗じた額とする。

- 2 当該計算期間中に次の各号に掲げる休暇を取得し、又は職務に専念する義務の免除を受けた場合は、当該各号に定める時間を前項の勤務した時間に算入する。
 - (1) 大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する

る規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第 22 条に規定する年次有給休暇

当該年次有給休暇を取得した日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した時間。

(2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇

当該特別休暇の期間が時間単位のものについてはその時間、当該特別休暇の期間が日以上単位のものについては当該特別休暇を取得した単位期間に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。ただし、1 時間単位の特別休暇を取得した場合は、当該取得した時間。

(3) 有期雇用教職員就業規則第 48 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇（これらの病気休暇の期間並びにそれらの後に引き続く休日及び有期雇用教職員就業規則第 32 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の遅刻、早退及び外出は 1 日とみなす。）の期間（以下「病気休暇等の期間」という。）が引き続き 90 日を超えるに至った日の前日以前の病気休暇に限る。）当該病気休暇を取得した日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）

(4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 35 条第 1 項の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間

当該職務に専念する義務を免除された時間については、その時間。当該職務に専念する義務を免除された日については、当該免除された日に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）。

3 当該計算期間中に次の各号に掲げる休職等の期間がある者の給料は、第 1 項の規定により計算して得られる給料の額に、別表に定める時間額に当該休職等の期間に通常勤務すべき時間（通常勤務すべき時間が特定できない場合を除く。）を乗じて得られる額に当該各号に定める割合を乗じて得られる額を加えた額とする。

(1) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による休職（以下「病気休職」という。）（満 1 年に達するまでの期間に限り、次号及び第 3 号に定めるものを除く。）

100 分の 80

(2) 結核性疾患による病気休職（満 2 年に達するまでの期間に限る。） 100 分の 80

(3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による病気休職 100 分の 100

(4) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による休職（以下「起訴休職」という。） 100 分の 60 以内

(5) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定による休職（以下「研究休職」という。） 100 分の 70 以内

- (6) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定による休職（以下「災害休職」という。）（次号に定めるものを除く。） 100 分の 70 以内
 - (7) 災害休職（その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められる場合に限る。） 100 分の 100 以内
 - (8) 有期雇用教職員就業規則第 35 条の規定による業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。） 100 分の 100
 - (9) 有期雇用教職員就業規則第 48 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き 90 日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第 48 条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては 1 年）を超えるに至った日以降の病気休暇に限る。） 100 分の 50
- 4 第 2 項第 3 号及び前項第 9 号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第 41 条第 4 項の規定を準用する。
- 5 計算期間中に、第 2 項及び第 3 項の各号の休暇を取得し、職務に専念する義務が免除され、又は休職等となった日がある場合で、当該日のうちに通常勤務すべき時間が特定できないもの（以下「時間不特定休暇等」という。）があるときは、当該時間不特定休暇等の時間を除いた時間を基礎に前 4 項の規定により計算して得られる給料の額に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条に規定する平均賃金に時間不特定休暇等の日数を乗じて得た額を加えるものとする。
- 6 第 1 項及び第 3 項の時間の計算にあたっては、当該計算期間につき勤務した日ごとの時間（分単位とし、支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）を合計した上で、その合計に 1 時間未満の端数があるときはこれを時間単位に換算する。
- 7 第 1 項及び第 3 項の規定により計算した給料の額に円位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第 3 節 日給制の給料の計算方法

（日給制の給料の計算方法）

- 第 5 条 給料の支給単位が日額であるパートタイム有期雇用教職員（以下「日給制パートタイム有期雇用教職員」という。）の計算期間中の給料は、別表に定める日額に、当該計算期間中において勤務した日の合計を乗じた額とする。
- 2 当該計算期間中に次の各号に掲げる休暇を取得し、又は職務に専念する義務を免除された日がある場合は、当該日を前項の勤務した日に算入する。
- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 22 条に規定する年次有給休暇
 - (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇

- (3) 有期雇用教職員就業規則第 48 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き 90 日を超えるに至った日の前日以前の病気休暇に限る。）
 - (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 35 条第 1 項の規定により職務に専念する義務を免除された日
- 3 当該計算期間中に次の各号に掲げる休職等の期間がある者の給料は、第 1 項の規定により計算して得られる給料の額に、別表に定める日額に当該休職等となった日数を乗じて得られる額に当該各号に定める割合を乗じて得られる額を加えた額とする。
- (1) 病気休職（満 1 年に達するまでの期間に限り、次号及び第 3 号に定めるものを除く。）
100 分の 80
 - (2) 結核性疾患による病気休職（満 2 年に達するまでの期間に限る。） 100 分の 80
 - (3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による病気休職
100 分の 100
 - (4) 起訴休職 100 分の 60 以内
 - (5) 研究休職 100 分の 70 以内
 - (6) 災害休職（次号に定めるものを除く。） 100 分の 70 以内
 - (7) 災害休職（その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められる場合に限る。） 100 分の 100 以内
 - (8) 業務傷病休業等 100 分の 100
 - (9) 有期雇用教職員就業規則第 48 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇（病気休暇等の期間が引き続き 90 日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第 48 条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては 1 年）を超えるに至った日以降の病気休暇に限る。） 100 分の 50
- 4 第 2 項第 3 号及び前項第 9 号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、教職員給与規程第 41 条第 4 項の規定を準用する。

第 4 節 月給制の給料の計算方法

（月給制パートタイム有期雇用教職員の給料支給の始期及び終期）

第 6 条 給料の支給単位が月額であるパートタイム有期雇用教職員（以下「月給制パートタイム有期雇用教職員」という。）となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 月給制パートタイム有期雇用教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第 7 条第 8 項及び第 9 項の規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。
- (1) 次号から第 4 号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

- (2) 離職又は死亡の日に第9条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
 - (3) 有期雇用教職員就業規則第19条（第2号及び第8号に掲げる場合を除く。）の規定により解雇とされた者及び有期雇用教職員就業規則第40条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (4) 普通退職（当該パートタイム有期雇用教職員が大阪公立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程の適用を受けると仮定した場合において同規程第4条の適用を受けることとなる事由による退職をいう。）となった者及び契約期間の満了により退職となった者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該パートタイム有期雇用教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

（月給制パートタイム有期雇用教職員が休職した場合等の給料）

- 第7条 病気休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料の100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給料を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料の100分の80を支給し、満2年を超えてからは、給料を支給しない。
 - 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、給料の全額を支給する。
 - 4 起訴休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の60以内を支給する。
 - 5 研究休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の70以内を支給する。
 - 6 災害休職となった者に対しては、その休職の期間中、給料の100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料の100分の100以内を支給する。
 - 7 有期雇用教職員就業規則第11条第1項第5号の規定による休職（以下「専従休職」という。）となった者に対しては、その間、給料を支給しない。
 - 8 有期雇用教職員就業規則第40条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた者に対しては、その間、給料を支給しない。
 - 9 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業を取得した者に対しては、そ

の間、給料を支給しない。

- 10 業務傷病休業等となったパートタイム有期雇用教職員に対しては、給料の全額を支給する。

(月給制パートタイム有期雇用教職員の休職前後の給与支給の変更)

第8条 月給制パートタイム有期雇用教職員が月の中途において、前条各項に規定する休職、停職、育児・介護休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料は、第6条第3項に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

(月給制パートタイム有期雇用教職員の給料の減額)

第9条 月給制パートタイム有期雇用教職員が有期雇用教職員勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務日（以下「所定の勤務日」という。）又は勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第22条に規定する年次有給休暇
 - (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第29条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 有期雇用教職員就業規則第48条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第33条に規定する病気休暇
 - (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第35条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、病気休暇等の期間が引き続き90日（結核性疾患のために有期雇用教職員就業規則第48条により就業を禁止され、病気休暇を付与された場合にあっては1年）を超えるに至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- 4 病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、教職員給与規程第41条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項に規定する勤務しない日数には、有期雇用教職員勤務時間等規程に定める休日、休暇その他勤務を要しない日を算入しない。

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第10条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額と

する。

$$\frac{\text{「給料の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

4 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する1週間あたりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

（月給制パートタイム有期雇用教職員の給料の減額の方法）

第11条 前条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月の分として第36条に規定する翌月の支給日に支払われる給与から差し引く。

第5節 昇格及び昇給

（昇格）

第12条 パートタイム有期雇用教職員は、昇格しない。

（昇給）

第13条 パートタイム有期雇用教職員は、昇給しない。

第3章 通勤手当

第1節 通勤手当の区分

（通勤手当の区分）

第14条 パートタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、各号に定める通勤手当を支給する。

(1) 第3号に掲げる者以外のパートタイム有期雇用教職員（以下「非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員」という。）であつて、勤務日数が週4日以上のもの 第1号通勤手当

(2) 非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員であつて、勤務日数が週4日未満のもの 第2号通勤手当

(3) 非常勤講師 第3号通勤手当

2 有期雇用教職員勤務時間等規程第12条又は第13条の規定により勤務割により休日を定める非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員のうち、週当たりの勤務日数が一定でない者については、第2号通勤手当を支給する。

3 特別の事情により、前2項の規定によることが困難であると理事長が認める場合にお

いては、理事長が個別に通勤手当を定めることができる。

第2節 第1号通勤手当

(第1号通勤手当)

第15条 前条第1項第1号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に定めるところにより、通勤手当を支給する。

- (1) 定期乗車券を発行している交通機関を利用する場合 当該交通機関が発行する最長（6月を超える定期乗車券を発行する場合には6月とする。）の定期乗車券の通用期間を支給期間として、当該支給期間の最初の月の給与の支給日に、当該支給期間を通用期間とする利用区間に係る定期乗車券の購入価格を支給する。ただし、当該通用期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、当該支給期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲内で支給単位期間を定めることができる。
- (2) 定期乗車券を発行していない交通機関を利用する場合 1月の勤務の往復に要する回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。
- (3) 自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の給与支給日に、使用距離に応じて1月につき次の額を支給する。

使用距離	1月当たりの額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

- (4) パートタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他の理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の給与支給日に、使用距離に応じて前号に定める額に2,700円を加えた額を支給する。

- 2 前項にかかわらず、同項第1号及び第2号の規定による通勤手当は、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給せず、また、同項第3号の規定による通勤手当は、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しない。
- 3 第1項の規定により計算される1月当たりの額（1月を超える期間を支給期間として支給される定期乗車券が含まれる場合は、当該支給期間に係る月数で除した額）が55,000円を超えることとなる場合については、55,000円とする。

（支給方法）

- 第16条 前条に規定する通勤手当の支給は、新たにパートタイム有期雇用教職員となり、又は支給要件を満たした場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、前条の通勤手当を支給されているパートタイム有期雇用教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
- 2 前条に規定する通勤手当は、これを受けているパートタイム有期雇用教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
 - 3 前条に規定する通勤手当を支給されているパートタイム有期雇用教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。
 - 4 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、前条に規定する通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。
 - (1) 専従休職
 - (2) 停職
 - 5 月の中途において新たに採用となった場合のその採用の月の通勤手当及び月の末日以外の日に離職となった場合のその離職の月の通勤手当の取扱いについては、大阪公立大学工業高等専門学校教職員通勤手当規程第14条の2及び第14条の3を準用する。

（支給日）

- 第17条 第15条に規定する通勤手当は、特別の事情のない限り、支給期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

（返納の事由及び額等）

- 第18条 第15条に規定する通勤手当を受けるパートタイム有期雇用教職員が、次の各号

に該当する場合は、次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職した場合又は支給要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの合計額が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
- (2) 1 箇月当たりの合計額が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 支給単位期間が複数ある場合 55,000 円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 パートタイム有期雇用教職員に前 2 項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

第 3 節 第 2 号通勤手当

（第 2 号通勤手当）

第 19 条 第 14 条第 1 項第 2 号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に定めるところにより、通勤手当を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務の往復に係る回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合

の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。

- (2) 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて1日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離（片道）	1日当たりの額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	350円
15キロメートル以上20キロメートル未満	490円
20キロメートル以上25キロメートル未満	630円
25キロメートル以上30キロメートル未満	770円
30キロメートル以上35キロメートル未満	910円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,050円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,190円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,280円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,370円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,450円
60キロメートル以上	1,540円

- (3) パートタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて前号に定める額に130円を加えた額を支給する。
- 2 前項の規定により計算される1月当たりの額が55,000円を超えることとなる場合については、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第4節 第3号通勤手当

(第3号通勤手当)

第20条 第14条第1項第3号に規定するパートタイム有期雇用教職員には、1月当たり150,000円を限度として、次の各号に定める通勤手当を支給する。

- (1) 公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）以外に主たる職を有しない者 居住地と本法人における勤務地との移動に利用する交通機関の利用区間に係る交通費及び宿泊料
- (2) 本法人以外に主たる職を有する者 主たる職における勤務地（居住地から通勤する場合にあっては居住地）と本法人における勤務地との移動に利用する交通機関の利用区間に係る交通費及び宿泊料
- 2 前項の規定により支給する交通費及び宿泊料の支給の基準は理事長が別に定める。
- 3 前2項に定める通勤手当の支給期間は1月とし、当該支給期間の翌月の給与の支給日に支給するものとする。

第5節 支給通則

(通勤手当の調整)

第21条 複数の事業に従事するにあたりそれぞれの事業ごとに法人と労働契約を締結しているパートタイム有期雇用教職員（通勤手当を支給すべき労働契約が1以下である者を除く。）の通勤手当については、次の各号に定めるところにより調整する。

- (1) 個別の契約の中に、非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員であって勤務日数が週4日以上であるものがある場合 当該契約に係る通勤について第1号通勤手当を支給するものとし、この支給に係る通勤経路について他の契約による通勤手当は支給しない。
- (2) 個別の契約の中に、非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員であって勤務日数が週4日以上となるものがない場合 非常勤講師以外のパートタイム有期雇用教職員に係る通勤については第2号通勤手当を、非常勤講師の通勤については第3号通勤手当をそれぞれ支給するものとする。この場合において、同一日に2つ以上の勤務を行う場合は特段の事情がない限りその日の勤務におけるもっとも高い通勤手当区分となる通勤手当のみを支給するものとする。

2 前項各号を適用した場合に不合理が生じると理事長が認める場合は、別に理事長が調整する。

(通勤経路)

第22条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第23条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前7時以前又は午後10時以降に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通勤の届出)

第24条 第14条から第20条までの規定の適用を受けるパートタイム有期雇用教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たにパートタイム有期雇用教職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

2 パートタイム有期雇用教職員の通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、そ

の届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当の決定）

第 25 条 理事長は、パートタイム有期雇用教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

第 4 章 諸手当の支給基準

第 1 節 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給基準

（パートタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当）

第 26 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務したパートタイム有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務日における勤務（第 2 号に掲げるものを除く） 100 分の 100
- (2) 所定の勤務日における勤務のうち、所定の勤務時間と所定の勤務時間以外の時間を通算して 7 時間 45 分を超える場合のその超える時間における勤務 100 分の 125
- (3) 所定の休日における勤務（第 4 号及び第 5 号に掲げるものを除く） 100 分の 100
- (4) 所定の休日における勤務のうち、7 時間 45 分を超える場合のその超える時間における勤務 100 分の 125
- (5) 所定の休日における勤務のうち、所定の勤務日と所定の休日における勤務日を通算して週 5 日を超える場合のその超える日における勤務 100 分の 135

2 前項の勤務が、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「夜間」という。）になされる場合は、当該勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給料額に、前項各号に定める割合に 100 分の 25 を加算する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第 9 条第 1 項後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム有期雇用教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務（第 1 項第 1 号及び第 3 号の勤務（以下「割増対象外時間外勤務」という。）を除く。）の時間並びに所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間の合計が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下のパートタイム有期雇用教職員には、その 45 時間を超えて 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤

務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの（割増対象外時間外勤務を除く。） 100分の130（その勤務が夜間である場合は、100分の155）
- (2) 所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり38時間45分を超えてした勤務のうち、割増対象外時間外勤務 100分の130（その勤務が夜間である場合は、100分の155）
- (3) 所定の勤務及び割増対象外時間外勤務として週当たり38時間45分を超えてした勤務のうち、所定の勤務 100分の30

（夜間勤務手当）

第27条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したパートタイム有期雇用教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第2節 時間給制の勤務1時間当たりの給与額

（時間給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額）

第28条 時間給制パートタイム有期雇用教職員に係る前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、別表に定める時間額とする。

第3節 日給制の勤務1時間当たりの給与額

（日給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額）

第29条 日給制パートタイム有期雇用教職員に係る第26条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、別表に定める日額を1日の所定の勤務時間で除した額とする。

第4節 月給制の勤務1時間当たりの給与額

（月給制の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の計算となる勤務1時間当たりの給与額）

第30条 月給制パートタイム有期雇用教職員に係る第26条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する1週間あたり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

第5節 時間外勤務手当等の計算

(時間外勤務手当等の計算)

- 第31条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。
- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

第6節 宿日直手当

(宿日直手当)

- 第32条 有期雇用教職員勤務時間等規程第19条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務したパートタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。
- (1) 勤務時間5時間未満の場合 3,350円
 - (2) 勤務時間が午前9時から午後1時までの場合 3,350円
 - (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額
- 2 前7条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第26条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

第7節 期末手当

(期末手当)

- 第33条 パートタイム有期雇用教職員の期末手当については、大阪公立大学工業高等専門学校大阪有期雇用教職員の期末手当に関する規程(以下「有期雇用教職員期末手当規程」という。)に定めるところにより、支給する。

(休職者の期末手当)

- 第34条 病気休職となった者(次項及び第3項に定める者を除く。)に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、期末手当の100分の80を支給し、満1年を超えてからは、期末手当を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、期末手当の100分の80を支給する。満2年を超えてからは、期末手当を支給しない。

- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、期末手当の全額を支給する。
- 4 研究休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 70 以内を支給する。
- 5 災害休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、期末手当の 100 分の 100 以内を支給する。

第 5 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第 35 条 給与は、本規程において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 36 条 給与の支給日は、本規程において別に定める場合を除き、次の表に定めるとおりとする。

区分	給与の支給日
月給制パートタイム有期雇用 教職員	給料については、その月の支給日 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直 手当については、翌月の支給日
月給制パートタイム有期雇用 教職員以外	翌月の支給日

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第 37 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）前において離職し、又は死亡したパートタイム有期雇用教職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第 38 条 パートタイム有期雇用教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 35 条及び第 36 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又

は死亡した場合

- (3) パートタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第39条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、パートタイム有期雇用教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該パートタイム有期雇用教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第6章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第40条 パートタイム有期雇用教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第41条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第42条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して3年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第43条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第44条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、「高専非常勤教職員等就業規則」とは、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則をいう。

(高専非常勤教職員等就業規則適用者の給料の切替等)

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に高専非常勤教職員等就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第5項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種区分等欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	施行日の職種区分	給料の取扱い
非常勤講師	非常勤講師	別表に定める非常勤講師の給料の通りとする。
学校医	学校医	別表に定める学校医の給料の通りとする。
学校歯科医	学校歯科医	別表に定める学校歯科医の給料の通りとする。
学校薬剤師	学校薬剤師	別表に定める学校薬剤師の給料の通りとする。
産業医	産業医	別表に定める産業医の給料の通りとする。
事務補助員	一般職（補助）	別表に定める一般職（補助）の給料の通りとする。
技術補助員のうち、看護師の区分の者	看護師	別表に定める看護師の給料の通りとする。
技術補助員のうち、看護師の区分以外の者	一般職（補助）	別表に定める一般職（補助）の給料の通りとする。
専門相談員	専門相談員	別表に定める専門相談員の給料の通りとする。
非常勤研究員	非常勤研究員	別表に定める非常勤研究員の給料の通りとする。
地域連携テクノセンター主幹	地域連携テクノセンター主幹	別表に定める地域連携テクノセンター主幹の給料の通りとする。

(高専非常勤教職員であったパートタイム契約職員の給料の経過措置)

- 4 施行日の前日に高専非常勤教職員等就業規則の適用を受けるパートタイム契約職員であった者で、有期雇用教職員就業規則附則第6項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、退職するまでの間、月額 141,080 円とす

る。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

別表（第3条関係）

パートタイム有期雇用教職員給料表

ア パートタイム有期雇用教職員時間給給料表

職名		時間額（円）
非常勤講師	40歳以上	4,260
	35歳以上40歳未満	4,060
	35歳未満	3,860
非常勤研究員		2,000
一般職（補佐）		1,317
一般職（補助）		992
専門相談員		3,000
看護師		1,500

イ パートタイム有期雇用教職員月給給料表

職名	月額（円）
地域連携テクノセンター主幹	315,000
学校医	38,000
学校歯科医	38,000
学校薬剤師	25,000
産業医	25,000